

丹波市国民健康保険税の税率等について

国民健康保険税 = 医療給付費分(①+②+③) + 後期高齢者支援金分(①+②+③) + 介護納付金分(①+②+③)

※ 40歳から65歳未満までの方は、介護納付金分を合わせて納付いただきます。

令和4年度 税率

区分	課税の基礎	税率		
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割	基準総所得金額※×税率	8.00%	2.55%	2.75%
②均等割	加入者数×税率	27,100 円	8,500 円	11,800 円
③平等割	1世帯×税率	20,600 円	6,500 円	6,100 円
課税限度額		650,000 円	200,000 円	170,000 円

※ 基準総所得金額とは、前年の総所得金額等から以下の基礎控除を差し引いた額です。これ以外の所得控除や雑損失の繰越控除は適用されません。マイナスの場合は0円とします。

前年の合計所得金額	基礎控除
2,400 万円以下	43 万円
2400 万円超～2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超～	なし

軽減制度

世帯の軽減判定所得金額が、国で定める一定の金額以下である場合、国民健康保険税のうち、均等割と平等割を軽減します。

軽減割合	軽減判定の基準額 ※
7 割	世帯主(擬制世帯主含む)と被保険者の前年所得が、 43 万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10 万円
5 割	世帯主(擬制世帯主含む)と被保険者の前年所得が、 43 万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10 万円 + 28.5 万円 × (被保険者数)
2 割	世帯主(擬制世帯主含む)と被保険者の前年所得が、 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 52 万円 × (被保険者数)

(旧国保資格者が世帯にある場合は旧国保資格者も含めて軽減判定を行います。)

※ 軽減判定の基準となる所得金額は、所得割算定時とは異なり、基礎控除前、専従者控除前(=専従者給与は専従主所得)、譲渡所得特別控除前(特例除く)です。雑損失の繰越控除は、適用します。

また、65 歳以上の方の公的年金所得は、15 万円を限度に特例控除が適用されます。

※ 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者、公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の支給を受ける方をいいます。

※ 上記とは別に国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を2分の1減額します。上記の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、軽減措置後、さらに均等割額を2分の1減額します。

国民健康保険税(税務課から)のお知らせ

国民健康保険の資格を取得又は喪失された場合、世帯の国民健康保険税は、次のとおり税額決定(変更)します。

① 税額決定(変更)の時期について

届出月の翌月の10日前後に、納税義務者(=世帯主)の方へ『国民健康保険税更正(決定)通知書』を送付しますので、通知内容をご確認ください。

② 決定(変更)後の税額の納付について

届出月の翌月末の納期限分から、税額が決定(変更)となります。口座振替の契約のない方は、各期の納付書を一括して送付いたしますので、それぞれの納期までに指定場所にて納付ください。

③ 変更後の税額の還付について

税額が変更となり、既に支払った額が還付(及び充当)となる場合、決定(変更)通知の送付の際に、『市税還付(充当)通知書』を同封いたしますので、通知内容をご確認ください。

還付通知書に還付口座の記載がない場合や、還付口座を変更したい場合は、通知書記載の回答期限までに税務課までご連絡ください。お電話でも結構です。

④ 転入等により国保加入された方のある世帯について

国民健康保険税(所得割額)を算定するにあたり、転入された加入者の前年所得が必要です。転入された加入者の1月1日現在に居住されていた該当市区町村へ所得照会をした後、所得割額を決定します。そのために届出月の翌月の通知後、再度税額が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

また、所得照会の結果、未申告であった場合は、『国民健康保険税簡易申告書』を送付いたしますので、通知期限までに提出いただきますようお願いいたします。(未申告の場合、軽減判定ができません。)

【 注 意 】

国民健康保険税は、通常12か月分(4月～翌年3月)を年10回(6月～翌年3月の各月末)に振り分けて納付いただきます。

年度途中の加入世帯は、月割課税した加入月分の国民健康保険税を、届出月の翌月以降の残りの納期に分けて納付していただきます。各納期の税額は、加入月分の国民健康保険税額とは異なります。

資格喪失(世帯全部)や、軽減制度適用により税額精算する場合は、届出月の翌月に決定し、過不足分について、追加納付又は還付(及び充当)となります。

★ 届出月の翌月に税額決定(確定)するまでは、届出月の納期限分までの税額は、納付いただきますようお願いいたします。(※ 納期限までに納付がない場合、督促状が届く場合がありますので、ご了承ください。)

お問い合わせ先 丹波市財務部税務課(市民税係) 電話 0795-82-2070